

第6回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 会議録	
日 時	令和8年3月30日(月)午後6時00分～午後8時00分
開催場所	神奈川公会堂 1号会議室
出席者	(部会委員) 澤野部会長、戸張副部会長、渡邊委員、植松委員、神谷委員、 中川委員、明歩谷委員、山下委員、櫻井委員、相川委員、後明委員
欠席者	石川委員
開催形態	公開(傍聴者1名)
議 題	学校規模適正化等の検討について
議 事	<p><b>1 開会</b> (事務局)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから第6回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会を開催します。本日は御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。教育委員会事務局学校計画課担当係長の井川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の検討部会におきましても、第5回検討部会までと同様、会議録および部会ニュースの作成に使用するため、議事内容を録音させていただきますので、あらかじめ御了承ください。また、議事録作成の都合上、御発言の際にはマイクの使用に御協力くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>続いて、本日の会議の開催にあたり、出席状況の確認をさせていただきます。本日の検討部会は、委員全12名のうち、現時点で9名に御出席いただいております。石川委員からは御欠席の連絡をいただいております。山下委員および櫻井委員については、少し遅れて到着するとのことですので、会議途中からの参加となります。部会委員の半数以上の出席がありますので、本検討部会は成立し、開催することといたします。</p> <p>続いて、本日の資料の確認をします。本日の資料は、「次第」、次に資料右上に四角囲みで番号が記載されている「資料1 委員名簿」、「資料2 席次表」、続いて、数字の記載はありませんが、「資料3 検討部会ニュース(第5号)」で、黄色の冊子となっています。次に、「資料4 事務局に寄せられた御意見等一覧」です。こちらはホチキス留めとなっています。</p> <p>続いて、「資料5 学校規模適正化等の検討について」で、横向きカラー資料です。次に、「資料6 学校規模適正化等に関する意見書(案)」、最後に、「資料7 通学安全に関する要望書(案)」となっています。なお、資料7には、別紙1および別紙2を付しています。</p> <p>続きまして、本検討部会における議事内容や御意見について、改めて御説明します。先ほども申し上げましたとおり、本日の検討部会につきましては</p>

会議録を作成しますが、併せて「部会ニュース」に会議内容をまとめ、保護者の皆様には学校を通じて配付します。また、青木小学校の通学区域内にお住まいの方につきましては、全戸配付を行う予定です。

あわせて、前回までと同様に、教育委員会のホームページにおいても、資料等を掲載する予定です。

なお、会議録および部会ニュースに掲載する検討部会における委員の発言部分については、本日御出席の皆様事前に内容を御確認いただいたうえで公表しますので、前回に引き続き御協力をお願いします。

本日の検討部会は、午後8時までを目途に進行したいと考えていますので、御協力をお願いします。それでは、これからの議事進行については、部会長をお願いします。澤野部会長、よろしくをお願いします。

(部会長)

それでは、第6回検討部会を始めたいと思います。

まず、議題に入る前に本日の会議の公開、非公開について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

「会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。」と定められています。

第1回から第5回までは、すべて「公開」となっております。

本日の公開・非公開についても都度議論いただくこととなっておりますので、本日の公開・非公開について、恐縮ですが、御議論いただきたいと考えております。

(部会長)

会議の公開、非公開について御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。なにかございますか。皆様がよろしければ、公開でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—了承—

(部会長)

それでは、第6回検討部会についても、これまでと同様、「公開」で行いたいと思います。事務局は、傍聴者を入室させ、会議資料を配付してください。

( 傍聴者入室、会議資料を配付 )

(部会長)

傍聴について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局から2点、注意事項があります。

まず、傍聴人による写真撮影、録画、録音は、すべて禁止されていますので、御了承ください。

次に、会議中の発言や部会の進行を妨害するなど、部会の運営に支障となる行為があり、部会の運営に御協力いただけない場合には、部会長の判断により、会場からの退去を命じることができると定められていますので、併せて御了承ください。

また、本日は報道機関の方も来場されています。報道機関におかれましては、写真撮影は部会の冒頭のみとし、部会における発言の録音は禁止されていますので、御了承ください。

それでは、撮影をされる方につきましては、これから少し時間を設けますので、撮影をお願いします。

—写真撮影（報道機関）—

## 2 前回までの検討内容の確認

(部会長)

次第2の議題に入ります。

前回までの検討内容の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、お手元の資料3「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会ニュース（第5号）」を御覧ください。部会ニュースの作成にあたりましては、会議録や部会ニュースの内容確認などに御協力をいただき、ありがとうございました。

検討部会ニュース（第5号）につきましては、2月26日（木）から3月3日（火）までの期間で、青木小学校通学区域内に全戸配付を行いました。また、「すぐーる配信」を通じて、青木小学校および通学区域変更に関する各小学校の保護者の皆様にも周知を行いました。

それでは、1ページ目の太枠で囲まれている「第5回検討部会の主な内容」の欄を御覧ください。前々回に開催した第4回検討部会では、青木小学校における教室不足への対応策として、事務局から「通学区域変更案（案④）」をお示しし、部会委員や参考人の所属団体からの御意見も踏まえながら御議論いただきました。その結果、青木小学校の教室不足については「通

学区域変更案（案④）」を具体的な方向性とすることで、意見が取りまとめられました。

これを受け、前回の第5回検討部会では、通学区域変更に伴って想定される諸課題について御議論いただきました。主な論点としては、「(1)通学安全」、「(2)指定地区外就学制度」、「(3)中学校の通学区域」の3点について、御議論いただいたところです。

そして、今回の第6回検討部会では、当検討部会としての「意見書」および通学安全に関する「要望書」の取りまとめに向けて、引き続き御議論いただくこととしています。

前回の検討内容の確認については、以上となります。

### 3 寄せられた質問・意見について

(部会長)

それでは次第3の議題に入ります。部会開催後に寄せられた意見・質問等について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

資料4「事務局に寄せられた御意見等一覧」を御覧ください。第5回検討部会以降、電話やメールなどにより、合計3件の御意見が寄せられました。こちらの資料については、事前に皆様へ送付しています。

時間の都合もありますので、前回と同様、内容の読み上げは割愛しますが、資料送付後に新たに追加された御意見はありませんでした。

寄せられた御意見および御質問等の御報告は、以上となります。

### 4 議題「学校規模適正化等の検討について」

(部会長)

それでは、次第4の議題に入ります。

学校規模適正化等の検討について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はじめに、資料5「学校規模適正化等の検討について」を御用意ください。併せて、資料6「学校規模適正化等に関する意見書（案）」につきましても、お手元に御用意ください。繰り返しの御案内となり恐縮ですが、これらの資料につきましては、事前に皆様へお送りしているものでございます。

なお、前回と同様に、今回の検討部会におきましても、御意見のある方は挙手をしていただき、挙手された方から順に御発言をお願いする進め方としたいと考えています。

時間の都合もありますが、意見交換の時間については一定の時間を設けた

上で進行していきたいと考えていますので、御協力をお願いします。

それでは、横向きカラーの資料5「学校規模適正化等の検討について」を使用して説明します。なお、資料右下にページ番号を記載しています。

3ページを御覧ください。はじめに、「本日の検討部会での審議事項」について確認します。本日の検討部会では、前回の検討部会に引き続き、検討部会としての意見を取りまとめる「意見書」および通学安全に関する「要望書」について御議論いただく予定です。

なお、本日のこれらの審議事項は、本検討部会における最後の審議事項となります。つきましては、検討部会終了後の流れについて、はじめに説明します。

16ページを御覧ください。こちらは、前回の検討部会でも使用した説明資料になります。

まず、「意見書」について説明します。資料の左側、オレンジ色の四角で示している部分が「意見書」の流れとなります。検討部会で意見書を取りまとめた後、教育委員会の附属機関である「横浜市学校規模適正化等検討委員会」に意見書を提出し、審議を行います。その結果として、教育委員会に対して答申または意見具申が行われます。最終的には、教育委員会での審議および承認をもって、対応策が正式に決定される流れとなります。

続いて、表の右側、緑色の四角で示している通学安全に関する「要望書」について説明します。通学安全に関する要望書は、要望先となる区役所および警察署へ提出する流れとなっています。その後、通学安全対策について、実施の可否も含めて各機関で検討が行われ、回答という形で検討部会に示される流れとなります。

17ページを御覧ください。こちらの資料も、前回までの検討部会の中で使用してきた資料となります。通学区域変更を実施することが正式に決定した場合には、こちらの表に記載しているスケジュールに沿って、事務手続き等も進めていく予定です。

表中に「検討部会・第6回(3/30)」と記載がありますが、その後は、「学校規模適正化等検討委員会」および「教育委員会」での審議を経て、正式に方針が決定される流れとなっています。

それでは、【資料5】の4ページにお戻りください。本日は、意見書と要望書について御議論いただきますが、はじめに、意見書について御議論いただきたいと思えます。

意見書につきましては、前回の第5回検討部会において案をお示ししまし

たが、前回の議論を踏まえ、微修正および追記を行っている箇所がありますので、説明します。

4ページに記載のとおり、【資料6】が修正後の意見書（案）となります。併せてお手元に御用意ください。

それでは【資料6】を使用して説明します。1枚ページをめくっていただくと、黄色のマーカールが引かれている部分と、赤色で四角囲みされている部分がございます。こちらが、前回の検討部会から修正または追記を行った箇所となります。

はじめに、【資料6】の黄色くマーカールされている部分について説明します。

1点目は、「2. その他、通学区域変更にあたっての要望」の（3）です。こちらは、前回、御議論いただいた「指定地区外就学制度」、いわゆる青木小学校の学区外から青木小学校へ就学する場合の取扱いについて記載している部分です。

この点については、前回の検討部会において、兄弟姉妹に関する要件について委員から御意見いただいたことを踏まえて、「兄弟姉妹が青木小学校在学中に限る」という内容を括弧書きで追記しています。前回も説明しましたが、兄弟姉妹の関係で指定地区外就学制度が適用できないことについては、保護者の負担を考えると難しいのではないかという御意見がありました。

こうした意見を踏まえ、青木小学校在学中の兄弟姉妹がいる場合は、指定地区外就学制度が認められる場合もある、という趣旨が伝わるような書き方としています。こちらの内容は、前回お示しした意見書（案）から、新たに追記した部分となります。

続いて、（4）について説明します。こちらにつきましても、前回、御議論いただいた内容で、中学校の通学区域に言及している部分です。

今回の通学区域変更では、指定校（変更先の指定校）と受入校（青木小学校）、いずれかの学校を選択できる特別調整通学区域が多く地域で設定されることとなります。こうした状況を踏まえ、将来的に中学校の学区調整を行う際においても、特別調整通学区域を設定することが望ましいという御意見もいただいていたため、中学校の学区調整に関する考え方について、

（4）の項目に修正を反映しています。

続いて、「3. 青木小学校または青木小学校の周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応」について説明します。こちらは、今回新たに記載した内容となります。

これまでの検討部会の中で、委員の皆様から、通学区域変更後においても青木小学校の教室状況は予断を許さない状況であることや、周辺校について

も教室に十分な余裕があるとは言えないといった趣旨の御発言がありました。

こうした御意見を踏まえ、将来的に青木小学校または周辺校で教室不足が見込まれた場合の対応について、あらかじめ考え方を示す必要があると考え、このような内容を追加しています。

今、お話した内容を詳しく御説明したものが、【資料5】の8ページとなります。こちらは前々回の第4回検討部会で御説明した内容となりますが、通学区域変更後、仮に青木小学校または周辺校において教室が不足する見込みとなった場合には、今回、多くの地域で設定する特別調整通学区域を解除することを想定しておくことが重要と考えております。そのため、そのような対応策を講じる場合には、行政から地域の皆様への情報提供について、地域に及ぼす影響を考慮した上で、適切な時期に判断や地域説明を行うことが重要と考えておりますので、今回意見書にも記載させていただきました。

次に9ページを御覧ください。意見書の最後に、「5. むすびに」を新たに設けています。こちらは、前回お示しした当初案には記載していなかった項目です。

これまでの検討部会での議論を振り返る中で、(1)および(2)に記載している内容についても、重要な御指摘であると捉えています。

そのため、当検討部会として取りまとめる意見書の最後に、これまでの議論を踏まえた考え方として、そうした趣旨を記載することが適当であると考え、今回新たに盛り込んでいます。

(1)に記載している内容につきましては、地域への情報提供について、早期かつ丁寧に行うことが重要であるという意見を記載しています。

(2)につきましては、今回、青木小学校において将来的な教室不足が見込まれていることを踏まえ、こうした課題への対応については、まちづくりの視点も考慮しながら、教育委員会だけでなく、全市的な課題として関係する部局間が連携し、課題解決に努めていくことが重要であるという趣旨で記載しています。

以上が、前回お示しした意見書(案)から修正および追記した箇所についての説明となります。

ここで1点、議論に移る前に、委員の皆様には報告事項がありますので、【資料5】の18ページを御覧ください。資料の一番最後のページになります。

こちらは、今回の通学区域変更案の概要を示したページです。左下のオレンジ色で②と記載されている箇所を御覧ください。こちらは、新たにマンションが建設されるものと把握していましたが、事業者から計画変更の連絡がありましたので御報告します。

当初は、令和9年度に90戸程度の新規マンションの建設予定として把握していましたが、事業者が変更となったことにより、現時点では、60戸強の戸建住宅が建設される計画に変更となっています。住所地としては松ヶ丘の地域となりますが、今回の通学区域変更案においては、青木小学校から三ツ沢小学校へ学区変更を行う地域となります。

当該地域は、特別調整通学区域を設定しない区域となる予定であることから、青木小学校の児童数や学級数への影響はございません。また、学区変更先となる三ツ沢小学校においても、計画変更前に試算していた学級数より増加することはない見込みです。

以上のとおり、計画内容に変更はありましたが、これまでお示ししてきた通学区域変更案全体への影響はない状況です。ここまですが、本日までいただいた御意見を反映した、学校規模適正化等に関する「意見書（案）」についての説明となります。

それでは、ここから委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。御意見のある方は、挙手をお願いします。

（委員）

1点、確認させていただきたいのですが、【資料5】の17ページに、今後の具体的なスケジュールが記載されています。当初、令和11年頃から具体的に新しい学区で動き始めるという話だったと記憶しています。

しかし、資料を見ると、令和9年度の4月から新しい学区で運用が開始されるように読み取れますが、その認識でよろしいでしょうか。

（事務局）

御質問ありがとうございます。

事務局としては、青木小学校の教室が不足する状況は、当初より令和9年度に発生する可能性があるかと御説明してきたと認識しています。そのため、令和9年度から、通学区域の変更を行うこととしています。

（委員）

分かりました。

（事務局）

第4回検討部会において、このような通学区域変更案とする方向性が取りまとめられたかと思いますが、その際にもお示しさせていただいた資料の中でも、令和9年度には最大で26学級となる見込みが示されています。

この4月から令和8年度が始まりますが、その時点でも、学級編制の状況によっては人数的に厳しい学年やクラスが生じる可能性があるかと認識してい

ます。現状、令和8年度は保有教室数が24教室である中で、学級数は24学級を超えない見込みと学校から伺っていますが、一方で、このまま何も対応を行わない場合、令和9年度には最大で26学級となることが見込まれている状況です。

(委員)

多少児童数が減ってきているという状況ですが、それでも教室不足の見込みは変わらないということでしょうか。

(事務局)

これまでの検討部会でもお話ししてきましたが、毎年、将来どの程度、青木小学校に進学する幼児（5歳以下のお子さん）がいるのか、また、どの程度マンション等の建設が見込まれるのかといった点等を踏まえて、将来の児童数を予測しています。最新の状況についても確認していますが、現時点においては、これまでお示してきた見込みから大きな変化はない状況となっています。

(委員)

承知しました。

(事務局)

本日の審議事項は2点ございまして、1点目は今御議論いただいている意見書についてですが、まだお時間ありますので御意見がございましたら挙手いただければと思います。

また、繰り返しの御案内となりますが、【資料6】、この意見書の位置付けとしては、最終的に教育委員会で承認されるものとなりますので、「指定地区外就学の取扱い」や「中学校の学区調整」についても、教育委員会での承認をもって決定されることとなります。そのため、教育委員会で承認された場合には、原則、この意見書の内容に沿って、今後の事務手続き等を進めていく流れとなります。

(委員)

【資料6】の項目4の②について、松ヶ丘に関して伺います。

四角で②と記載されている箇所については、先ほど御説明いただいた内容のとおりです。三ツ沢小学校が指定校になるという点については承知しています。一方で、そのほかの周辺地域については、特別調整通学区域の設定地域と記載されています。そのため、②の地域を除く、松ヶ丘の該当部分については、青木小学校と三ツ沢小学校のいずれかを選択できるという認識でよ

ろしいでしょうか。

(事務局)

御認識の通りです。

(委員)

項目4の③の図ですが、松ヶ丘は④となっていますが、これはどのように認識すればよいですか。

(事務局)

指定校を青木小学校から三ツ沢小学校へ変更し、受入校を青木小学校として設定するかたちになっています。

実際に新1年生となる御家庭には、前年度の秋に就学通知を発送しますが、特別調整通学区域が設定されている地域については、どちらの学校を選択するかを確認する案内が届くことになります。松ヶ丘にお住まいの方については、特に選択をされない場合には、三ツ沢小学校が指定校となりますが、青木小学校への就学を希望される場合には、その旨を記載して返送していただくことになります。その結果、この御家庭は三ツ沢小学校、この御家庭は青木小学校といった形で、就学通知が各御家庭に発送されることになります。

あわせて、意見書の「3 青木小学校または青木小学校の周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応」で赤枠囲みにお示ししている内容に関連しますが、例えば5年後や10年後に青木小学校周辺に新たなマンションが建設され、その結果、今回の通学区域変更を行った後であっても青木小学校の教室が不足する状況となった場合には、将来的に、受入校として設定している青木小学校を「解除」することも、選択肢の一つとして考えられることをこちらに記載しています。

一方で、三ツ沢小学校の教室が不足する可能性も考えられますので、その場合には、できるだけ早い段階で情報提供を行い、状況に応じて柔軟に調整を行っていきたいと考えています。

(委員)

意見書の3の記載については承知していましたが、指定校が三ツ沢小となると、基本的には三ツ沢小に行ってくださいということですね。

指定校および受入校のいずれかを選ばなかった場合は、三ツ沢小学校に就学することになる。青木小へ行くことは敢えて選ぶことになるということですね。

(事務局)

御発言いただいたような捉え方もできると認識しています。

(委員)

承知しました。自治会としてはそのように認識いたします。

(事務局)

そのほか、いかがでしょうか。書き方として分かりにくい点や、適切でないのではないかと感じられる点などがありましたら、御発言いただければと思います。

なお、本日御欠席の石川委員につきましては、今回の審議事項について事前に御説明を行いました。意見書（案）についても御覧になっているとのことでした。そのため、現時点では、特段の修正や追加を求める御意見は承っていない状況です。

(委員)

「2 その他、通学区域変更にあたっての要望」という項目がありますが、特別調整通学区域が解除される際には、（1）から（4）に記載されている内容を勘案したうえで判断する、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

結論から申し上げますと、このかっこ書きに記載している内容は、今回の通学区域変更を実施した場合に適用される考え方として、整理しているのが、（1）から（4）に記載している内容となります。

(事務局)

今、委員から御質問をいただいた点についてですが、2段落目の「しかしながら、今後、想定を上回る児童数が増加した場合、結果として青木小学校に通学できない事態となる可能性が依然として残されている。つきましては、以上の点～」という記載になっており、青木小学校に特別調整通学区域が設定された場合に続く条件のようにも読み取れる文章構成になっていると思います。

そのため、委員の御質問の趣旨としては、「この記載では、特別調整通学区域が解除されることを前提とした条件のように読み取れるのではないか」という理解でよろしいでしょうか。

(委員)

その理解です。

(事務局)

分かりました。確かにそのように受け取られる可能性があると思います。

本来の趣旨としては、(1)から(4)に記載している内容は、特別調整通学区域の解除を前提としたものではありません。しかしながら、今御指摘いただいたように、読み取り方によっては条件付きの記載のように受け取られる可能性がありますので、この部分については、加除修正を検討したほうがよいと考えています。この点については、事務局として修正の方向性を検討させていただければと思います。

(委員)

学区が変わるということについては、地域に住む周囲の方々も何となく把握されていて、「学区は変わるけれども、青木小学校を選ぶことはできる」という理解が私の周りでも広がっているように感じています。一方で、児童数が増えた場合には、もう選ぶことができなくなるという話もあり、選べなくなる状況というのはあらかじめ条件として決まっているものなのか、それとも、実際に増えた時点で、改めてその時の状況を踏まえて考えるという整理になるのか、その点について教えていただければと思います。

(事務局)

まず、1つ目の御質問について御説明します。

A4横のカラー資料である【資料5】の8ページを御覧ください。前々回の第4回検討部会において、「通学区域変更案(案④)」をお示しした際に、今後、青木小学校の学区内でマンション等の建設が新たに計画され、その結果、青木小学校の教室不足が見込まれる事態が発生した場合の対応について御説明しました。

その際、この8ページの資料を用いて、状況によっては「特別調整通学区域の設定を解除する」、つまり、青木小学校を選択できなくなる可能性もゼロではないという御説明をしています。もちろん、そのような事態が生じないことが望ましいと考えていますが、万が一そうした状況が発生した場合には、前々年度頃の早い段階で状況を把握し、試算を行ったうえで、地域の皆様に丁寧に説明させていただくことを、御説明したものが、8ページの内容となります。

この8ページの内容は、意見書で言いますと、【資料6】「3 青木小学校または青木小学校の周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応」として、赤枠で示している部分に該当します。児童数が増加した場合に、特別調整通学区域の設定を解除することを検討する際には、教育委員会がしっかりと試算を行い、早い段階で地域の皆様に説明を行うべきという皆様の御意見を受けて、整理したものがこの赤枠部分です。

一方で、委員から御指摘のあった点について、「…結果として青木小学校に通学できなくなる事態となる可能性が依然として残されています。つきましては…」という文言から、特別調整通学区域がなくなった場合に、「指定地区外就学の取扱い」等についても、連動するかのように読み取れる可能性があります。そのように意図したものではありませんが、読み方によってはそのように受け取られる可能性があると感じています。

そのため、事務局としても文言を修正したほうがよいと考えておりますので、文言の再検討を行いたいと思います。

(委員)

では、ここに記載されている(2)の記載ですが、例えば新しいマンションが建設された場合、そのマンションに入居した方は、基本的には指定された学校に通学することになりますよね。そのうえで、例えば、現在すでに青木小学校に通っている児童が、そのマンションに引っ越した場合、その児童については、これまでどおり青木小学校に通学することになるという理解でよろしいでしょうか。

また、その場合、その児童の兄弟姉妹、例えば下のお子さんについても、そのマンションに居住していたとしても、青木小学校に通学することができる、という理解で合っていますか。

(事務局)

その点は、少し分かりにくい部分かと思しますので説明します。

今回の例として分かりやすいのは、サカタのタネの跡地に建設予定のマンションですが、新しく住宅が建設され、その場所に青木小学校に通っている児童が引っ越した場合についてです。

この場合、その児童は学区外へ転居した扱いとなりますので、青木小学校ではなく、指定された別の学校へ通学することになります。これは、今回の通学区域変更により学区が変更されるためであり、従来の学区から別の学区へ引っ越した場合と同じ取扱いになります。

(委員)

兄弟姉妹がいる場合というのは、だれを想定していますか。

(事務局)

例えばですが、現在、青木小学校の学区ではない地域から、さまざまな事情により指定地区外就学として、学区外から青木小学校に通っているお子さんがいるケースがあります。

例えば、本来は三ツ沢小学校が指定校である地域から、指定地区外就学と

して、お子さんがすでに青木小学校に3年生や4年生として通っている場合です。このような場合、上のお子さんが青木小学校に通っているにもかかわらず、下のお子さんだけが青木小学校に通えなくなってしまうと、1つの御家庭の中で、青木小学校と三ツ沢小学校に分かれて通学することになります。こうした状況は、保護者の御負担や兄弟姉妹の関係を踏まえると、望ましいものではないと考えています。そのため、上のお子さんが青木小学校に在学している間については、下のお子さんについても、引き続き青木小学校に通学できるようにするという取扱いが望ましいと考えております。

(委員)

今、指定地区外就学をしている方がいて、その兄弟姉妹、特に下のお子さんを想定したお話という理解でよろしいでしょうか。

意見書の中で、「指定地区外就学制度の該当理由のうち、『兄弟姉妹に関する要件（兄弟姉妹が青木小学校在学中に限るもの）』を除き、」という記載がありますが、具体的に誰が対象者なのかが分かりにくいと感じました。

(事務局)

1点、補足で御説明します。今回、学区変更により特別調整通学区域が設定されない物件については、基本的に新しいマンションとなります。そのため、そうした物件に青木小学校に通っている児童が転居した場合であっても、学区外へ転居した扱いとなり、青木小学校以外の指定校へ通学することになります、という説明を先ほど行ったかと思えます。

ただし、例外として、「フロントタワー」という横浜駅前の物件があります。この物件については、現在も青木小学校の学区内に位置しており、すでに青木小学校に通学している児童がいます。今回の学区変更により、この物件は宮谷小学校へ学区変更となりますが、上のお子さんについては指定地区外就学ではなく、引き続き青木小学校に通学している児童という扱いになります。そのため、今後、弟や妹が小学校へ入学する場合に、下のお子さんだけを宮谷小学校とすると、保護者の方が青木小学校と宮谷小学校の双方の行事に参加する必要が生じるなど、負担が大きくなることが想定されます。このような点を踏まえ、上のお子さんが青木小学校に在学している間、例えば5年生として在学している間に小学校1年生となる下のお子さんについては、青木小学校への就学を認めることが望ましいのではないか、という考え方を兄弟姉妹要件として整理しています。

一方で、それ以外のケースについては、基本的に学区変更後の取扱いとし、新規に建設されるマンションについては、青木小学校以外の指定校へ通学することになると考えています。

この点については、かなり複雑な整理となっているため、意見書の文面だ

けではイメージしづらい部分があるかと思えます。前回は御説明しましたが、指定地区外就学制度については、最終的に区役所や学校での許可手続きが必要となる制度ですので、教育委員会事務局としても、青木小学校およびその周辺校に対して、意見書に記載している趣旨や考え方を丁寧に説明し、制度の運用ができるだけ円滑に進むよう努めていきたいと考えています。

(事務局)

そのほか、よろしいでしょうか。それでは、意見書に関する意見交換については、ここで終了とさせていただきます。なお、追加で御意見がありましたら、改めてお伺いしますので、その際はお申し出ください。

(事務局)

それでは、次に進みます。【資料7】と記載された「通学安全に関する要望書」を御用意ください。こちらは、別紙1、2を併せて御用意させていただいております。

こちらにつきましても、先ほどの意見書と同様に、前回の検討部会で事務局からお示した案をもとに、修正および追加を行っています。

修正や追加にあたっては、前回の検討部会以降に委員の皆様からいただいた御意見のほか、事務局として追加したほうがよいと考えた点を反映しています。

具体的には、【資料7】の要望書1枚目の中段から裏面、次のページにかけて記載されている要望一覧の表において、「黄色のマーカー」または「赤枠」で、修正または追加した箇所を示しています。

また、別紙2では地図や写真を掲載していますが、こちらについても同様に、修正箇所を反映しています。

今回、4つの小学校に学区を変更する案となっているため、要望項目は全部で17項目となっています。そこで、先ほどと同様に、修正・追加した箇所を抜粋して整理した資料を、横向きカラーの【資料5】の11ページ以降にまとめさせていただきました。

まず、横向きカラーの【資料5】の13ページを御覧ください。

こちらは、前回は説明した内容となりますが、今回の要望書の対象地域について、改めて御説明します。

資料では、「対象外とする地域」と「対象とする地域」の2つに分けて整理しています。まず、「対象外とする地域」についてですが、こちらは、現時点で青木小学校の学区であり、今回の学区変更を実施しない地域となります。そのため、今回の学区変更後も引き続き青木小学校の学区となる地域については、この要望書(案)には含めていません。

これが、1つ目の「・」で記載している内容です。また、2つ目の「・」で記載しているとおりに、青木小学校以外の各小学校の既存の学区についても、今回は要望書の対象外としています。

一方で、「対象とする地域」については、2つの「・」を設けています。

まず1つ目ですが、「現時点で青木小学校の学区であり、学区変更後、青木小学校の学区外となる学区（特別調整通学区域設定地域を含む）」と記載しています。これは、今回の学区変更により、青木小学校の学区ではなくなる地域がこの要望書の対象となる、という整理です。

続いて2つ目の項目です。青色で記載しているとおりに、青木小学校以外の各小学校の既存の学区については、基本的には対象外としています。ただし、学区変更の対象地域から各小学校へ通学するにあたり、児童が通行することが想定される道路については、要望の対象とする必要があると考えています。そのため、青木小学校の学区以外の地域であっても、通学経路として児童の通行が想定される道路については、一部、対象地域として要望書に反映しています。このような整理により、青木小学校の学区以外の地域についても、今回の要望書の中に含めている形となっています。

14ページ以降では、その具体例として、青木小学校から宮谷小学校に学区変更する地域、また、青木小学校から三ツ沢小学校に学区変更する地域について、地図を用いながらお示ししています。これらの例では、実際の要望内容として、現在の宮谷小学校や三ツ沢小学校の学区内にある道路などについても、要望の対象として挙げています。

また、本日の資料には記載がありませんが、会議の前半で申し上げたとおり、この要望書については、内容が確定した後、区役所および警察署へ提出することになります。その後、各機関において、要望内容の実施の可否について検討が行われ、検討結果については、回答として示される流れとなります。

今回、この要望書が関係機関に提出された後、警察署や土木事務所などにおいて、道路状況等を精査したうえで、「実施できる」、「実施できない」といった判断がなされることとなります。そのため、現時点で「これが必ず実施されます」とお伝えすることはできず、その点については御理解いただければと思います。

しかしながら、今回このような学区変更を行うことを踏まえ、委員の皆様からいただいた御意見や、地域の皆様の想いについては、この要望書という書面だけでなく、教育委員会事務局としても、関係機関に対して、通学安全に関する対策の実施に向けて、ぜひ前向きに検討してほしいという趣旨を、

しっかりとお伝えしていきたいと考えています。

また、実際に回答をいただく際には、「できる」、「できない」といった単純な可否ではなく、実施できる場合には「いつ頃実施するのか」、実施できない場合は、「どのような理由や条件によるものなのか」といった点についても、説明を含めた形で回答が示されることとなります。そのため、今回の要望書に対する回答は、令和9年度以降においても、各学校における通学安全対策を検討していく際の資料として、活用できるものになるのではないかと考えています。

(事務局)

以上、通学安全に関する要望書について説明しました。御意見等がありましたら、先ほどの意見書と同様に、挙手のうえで御発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

(委員)

1点、確認させてください。今回、スクールゾーンの関係で、指定区域外であっても要望の対象となっている箇所についてですが、土木事務所や警察署に対して、事前の情報共有や調整は行われていますか。

今回の学区変更が決まった場合、来年の4月から新たに対象となるお子さんが出てくることとなります。その際、通常、各学校から要望が出されているスクールゾーン対策もある中で、今回の学区変更に伴う要望が後回しにされてしまうと、学区変更の対象となる児童が、危険な通学路を通らざるを得なくなるのではないかと懸念しています。

今回この要望書で挙げている内容について、実施できるかどうかは個別の事情があるとしても、実施可能な箇所については、一般的なスクールゾーン対策よりも優先して対応してもらえる見込みがあるのか、また、時間的に来年の春までに対応してもらえる可能性があるのか、そのあたりをどの程度把握されているのか、お伺いしたいと思いました。

(事務局)

まず、いわゆる事前調整の部分から御説明します。前回の第5回検討部会において、皆様に通学区域変更案をお示しした段階で、神奈川区および西区の区役所、土木事務所、警察署には、事前に情報共有を行っています。そのため、本日時点ではまだ確定していないため、「このような要望になりました」と正式にお伝えすることはできませんが、「現在、このような要望について検討されている」という状況については、お伝えしています。

要望先となる区役所や警察署にとっても、要望書確定後に初めて話を聞いて、そこから検討を始めるということになると対応が難しくなります。その

ため、我々としても、皆様より先に詳細をお伝えすることは難しい部分がありますが、少なくとも第5回検討部会の時点では、関係機関への情報共有を行っているところです。

次に、優先順位の件についてですが、すべてのスクールゾーン対策協議会からの要望や、その回答状況を我々が一元的に把握しているわけではありません。また、土木事務所や警察署においても、生命の危険性が高い箇所や重点箇所など、それぞれの基準等に基づき、優先順位に沿って、行われているものと認識しています。そのため、今回の要望がどの程度優先されるのかについては、現時点ではお答えできない状況です。

ただし、先ほどの指定地区外就学の話とも関連しますが、今回は大幅な通学区域変更を行うという事情がありますので、関係機関に対して事前に「このような案が検討されている」という点については、その背景も含めて伝えています。その上で、令和9年度から新たな通学路を利用する児童が生じることになりますので、仮に令和9年4月から学区変更となる場合には、令和8年度中に工事等を行う必要があります。

そのため、どの箇所を優先的に実施するのか、例えば令和9年度から学区変更となる地域を優先するのかといった調整については、今後、関係機関と進めていくことになると考えています。

もちろん、他の学校の状況もありますので、すべてが希望どおりに進むとは限りませんが、教育委員会としては、できる限り令和8年度中に対応できるものについては対応していただきたいと考えています。具体的な実施内容や時期については、今後の関係機関との調整事項になるかと考えています。

#### (委員)

可能であれば、通学安全に関する要望書の中に、今申し上げた点についても記載していただきたいと考えています。要望書の冒頭にある考え方の部分に盛り込んでいただければと思います。

例えば、横断歩道の標示が薄くなっているため補修してほしいといった通常の要望と比べると、今回の学区変更に伴う通学安全対策については、より優先順位が高いものと考えています。

新たに別の地域へ通学することになる児童については、通学路上に十分な標示がなかったり、安全対策が十分に整っていなかったりする箇所もあると想定されます。本来、通学安全対策に優劣をつけるべきではないと思いますが、要望書として提出する以上、少なくとも今回の学区変更に伴い、新たに通学路となる箇所については、できるだけ優先的に対応していただきたいという考え方を、より具体的に盛り込んでいただければよいのではないかと感じています。

(事務局)

今、委員から御発言いただいた点についてですが、まさに【資料7】の要望書本文に記載している「なお」の部分、「大幅な通学区域変更という事情を考慮していただき、」という文言につながる内容であると受け止めています。

その点につきましては、先ほどの意見書と同様に、今回の学区変更に伴う事情や、通学安全対策に対する優先的な配慮が必要であるという趣旨が、より分かりやすく伝わるような表現となるよう、事務局としても検討したいと考えています。

修正の方向性などについては、改めて整理したうえで、委員の皆様へ御連絡、共有をさせていただければと思います。

(委員)

スクールゾーンの表示が設置されていない箇所もあるかと思いますが、そのような場所は、児童の通学安全の観点から見ると、最も生命の危険に近い箇所であると考えています。そのため、そうした箇所については、最優先で対応していただきたいという趣旨の内容を、要望書の中に盛り込んでいただければと思います。

(事務局)

承知しました。

(委員)

スクールゾーン対策協議会に関してお伺いします。各行政区には、それぞれスクールゾーン対策協議会があり、青木小学校であれば、青木小学校のスクールゾーン対策協議会が設置されています。

台町・鶴屋町の一部は、今回、宮谷小学校へ通学する対象地域にもなっています。その場合、行政区としては、西区と神奈川区の2つに跨ることになります。通常、青木小学校のスクールゾーン対策協議会の場合には、神奈川土木事務所や神奈川警察署などの関係機関が参加して、協議が行われていると理解しています。

一方で、台町・鶴屋町の一部に在住する児童が、西区の宮谷小学校へ通学することになった場合、宮谷小学校としては、戸部警察署や西土木事務所の管轄になるという理解でよいのかと思います。

その場合、台町・鶴屋町から宮谷小学校へ通学する際の通学路について、管理や対応は神奈川区側が行うのか、それとも西区側が行うのか、その点が少し分かりにくいと感じています。

(事務局)

まず、道路管理についてですが、例えば、「一時停止線を設置してほしい」、「横断歩道を設置してほしい」、「『あんしんカラーベルト』や『スクールゾーン』などの路面標示を設置してほしい」等、道路そのものに関する対応については、その道路が所在する行政区が所管することになります。

具体的には、要望する道路の所在地が西区であれば、西土木事務所および戸部警察署、神奈川区であれば神奈川土木事務所および神奈川警察署が対応することになります。そのため、工事や標示といった道路管理については、それぞれの区が担当する形になります。

一方で、通学路としての位置付けという観点になりますと、今回の場合は、西区にある宮谷小学校の学区として通学することになりますので、宮谷小学校のスクールゾーン対策協議会において、住所地が神奈川区である道路も含めて、通学路としての安全対策を検討していくことになります。

つまり、道路管理は道路の所在区が行い、通学路としての検討や整理については、通学先となる学校のスクールゾーン対策協議会の中で、関係する区をまたいで検討していく、という整理になります。

(委員)

台町・鶴屋町から宮谷小学校に通っている場合には、その通学路への意見等については、宮谷小学校のスクールゾーン対策協議会に参加して伝える必要がある、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

御認識のとおりです。

(委員)

そうすると、現地を実際に確認していただく場合には、西土木事務所や戸部警察署の方に、台町・鶴屋町の地域まで来てもらって、検討してもらおうということになりますよね。その際には、台町・鶴屋町から通学する児童の保護者も一緒に参加し、宮谷小学校のスクールゾーン対策協議会として、行政機関とともに、台町・鶴屋町の地域について現地確認や検討を行うという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

スクールゾーン対策協議会の要望場所について、神奈川区の台町・鶴屋町のエリアと仮定した場合、そこで回答する相手というのは、西区ではなくて、神奈川区になります。

(委員)

そうすると、神奈川区の管轄となる道路については、神奈川土木事務所や神奈川警察署の方に、実際に台町鶴屋町の地域まで来ていただき、現地を確認したうえで検討してもらう必要がある、ということですか。

(事務局)

御発言のとおりです。

(委員)

その辺をはっきりさせておかないと、例えば、宮谷小学校の児童の保護者が、どちらに要望を言っているのか、わからなくなってしまいます。

(委員)

西区と神奈川区の道路では、管轄が異なりますよね。区境がありますので、西区の道路については西区が対応し、台町など神奈川区内の道路については神奈川区が対応する、という整理になるかと思います。

(委員)

例えば、台町・鶴屋町から楠町や浅間町を通過して、宮谷小学校へ通学する場合、通学路上には西区の道路と神奈川区の道路の両方が含まれることになります。その際に、どちらの区に要望を伝えればいいのか、その判断が分かりにくくなるのではないかと感じています。

(事務局)

説明が分かりづらかったと思うんですが、例えば、宮谷小学校のスクールゾーン協議会で要望項目として出したときに、その道路が神奈川区であれば、神奈川区の区役所や土木、警察署から回答がありますし、西区の道路であれば、西区の区役所や土木、警察署から回答があるということになります。

(委員)

宮谷小学校に通っている御家庭の方は、宮谷小学校のスクールゾーン対策協議会に参加することになりますよね。その宮谷小学校のスクールゾーン対策協議会の中で、戸部警察署や西土木事務所の方に対して、「通学路が神奈川区を通過するため、神奈川区と西区の両方で確認してほしい」という要望を伝えていく必要がある、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

御発言のとおり、青木小学校のスクールゾーン協議会に要望する内容ではなくて、宮谷小学校のスクールゾーン協議会に要望していただく流れになります。

(委員)

学校によってということになりますが、神奈川区の台町・鶴屋町にお住まいの御家庭であっても、通学先が宮谷小学校である場合には、西区側、つまり宮谷小学校のスクールゾーン対策協議会に対して要望を伝えていく必要がある、という整理になりますか。

(事務局)

御認識のとおりです。

(委員)

つまり、台町・鶴屋町から宮谷小学校に通う場合、神奈川区の道路と西区の道路の両方を通して通学することになりますので、要望としては、神奈川区と西区の両方に伝えていく必要がある、ということになりますよね。同じ通学路上の話になりますので、どちらか一方だけではなく、両方の行政区に対して要望を出さなければならない、という理解であっていますか。

(事務局)

区境付近で道路がつながっており、西区と神奈川区の双方にまたがる箇所について、例えばガードレールの設置やスクールゾーンの路面標示をしてほしいといった要望が出てくる場合もあるかと思えます。そのような場合には、西区と神奈川区の行政機関が連携しながら、どのように対応していくかを調整していくことになるかと考えています。

いずれにしても、スクールゾーン対策協議会として、あらかじめ要望先を特定の区に指定するということは基本的に行わないものと考えています。そのため、要望内容に応じて、各行政機関が所管に基づき対応し、それぞれから回答が示される形になるものと考えています。

(委員)

そのような整理になるのであれば、今回の検討部会でこういった要望が出ているという状況については、神奈川区と西区の両方の行政機関に対して、教育委員会から事前に伝えておいていただく必要があると思います。

(委員)

今、他の委員の御発言を聞いていて、私自身も疑問に思ったので教えてください。今年度は、青木小学校の学区内については、これまでどおり、青木小学校のスクールゾーン対策協議会で、通常の申請を行う箇所があると思います。

一方で、来年度以降、特別調整通学区域に該当する地域については、青木小学校のスクールゾーン対策協議会から申請をしなくてもよい、という理解でよろしいのでしょうか。例えば、補修などの要望を出す場合の取扱いについてです。

先ほどの話に戻りますと、特別調整通学区域の受入校は、宮谷小学校や三ツ沢小学校になるかと思います。その場合、特別調整通学区域となっているエリアについては、三ツ沢小学校や宮谷小学校のスクールゾーン対策協議会から要望を出すことになり、青木小学校のスクールゾーン対策協議会で申請すべき場所は、純粹に青木小学校しか選択できない地域に限られる、という整理でよろしいでしょうか。

(事務局)

今回の学区変更により、特別調整通学区域が設定される地域について、スクールゾーン対策協議会として要望を出してよいのか、出してはいけないのかという点についてですが、こちらについては、特段の制限はないものと認識しています。

例えば、指定校が三ツ沢小学校で、受入校として青木小学校が設定されている地域についても、実際のところ、青木小学校を選択する児童は一定数いると考えられます。そのような児童に対し、通学安全に関する要望について、指定校が三ツ沢小学校になっているから要望が出せないという整理にはならないと考えております。

そのため、通学安全に関する要望については、制限できるものではないと認識しています。

(委員)

確認になりますが、特別調整通学区域に該当する場所については、青木小学校のスクールゾーン対策協議会からも要望を出してよい、という理解でよろしいでしょうか。先ほどの委員の発言とも共通しますが、要望の提出先が西区でないと、神奈川区でないといけないというような整理にはしないでいただきたいと考えています。

青木小学校側から要望を出しても聞いてほしいですし、宮谷小学校側から要望を出していただいた場合でも、同様にきちんと受け止めてほしいという主旨です。そのような運用になるという理解でよいのかという点を確認させ

ていただきました。

(事務局)

特別調整通学区域については、区役所や土木事務所、警察署にとって、制度的に対応が分かりづらい面があることも承知しています。

そのため、特別調整通学区域が設定されているという理由だけで、優先順位が下げられてしまうといったことがないように、また、今回、小学校が選択できる形となり、青木小学校は指定校ではなく受入校という位置付けになりますが、そのような場合であっても、青木小学校のスクールゾーン対策協議会から挙げてきた要望には、しっかりと検討・対応していただく必要があると考えています。その点については、事務局としても、関係する区役所や土木事務所、警察署に対して、きちんと伝えていきたいと考えています。

(委員)

行政区が2つに分かれている地域については、保護者の方にとっても判断に迷う場面が出てくると思います。そのため、どこに要望を伝えればよいのかといった点については、あらかじめ整理し、はっきりとした仕切りを決めておいていただきたいと思います。

(事務局)

特別調整通学区域が設定されているかどうかに関わらず、スクールゾーン対策協議会に挙げてきた要望については、著しく学区外となるような内容でない限り、各行政機関において検討していただくものと考えています。また、要望書を提出するタイミングにおいて、事務局から関係機関へ説明を行う機会を設けることを想定していますので、本日、委員の皆様からいただいた御意見についても、しっかりと伝えたいうえで、検討していただけるよう努めていきます。

(委員)

桐畑の地域については、二谷方面へ通学することになりますよね。

その場合、新たに通学路を設定することになりますよね。

(委員)

そうです。そのため、その点については、すでに要望書の中に盛り込まれています。

(委員)

新しいマンションに入居される方から、町内会に対して、さまざまな御意

見が寄せられることになると思います。その際に、そうした御意見や質問に対して、それぞれの行政機関がきちんと説明できるような体制を整えておいてほしいです。

(事務局)

御発言いただいた点については、事務局としてもしっかりと関係機関へ伝えていきたいと考えています。また、青木小学校を除く各小学校についても、今年度、この取組が進んでいった場合には、令和8年度中に新しい通学路について、学校側で検討していただくことになるという点も、すでに事務局から伝えているところです。

そのため、来年度、令和8年度に向けて、学区変更に対応するための準備が各校で進められていくものと認識していますので、事務局としても、必要な支援については、引き続き行っていきたいと考えています。

(事務局)

そのほか、いかがでしょうか。

通学安全に関する要望についても、意見交換はここで終了とさせていただきたいと思いますが、追加で御意見等がありましたら、この場でお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

別紙1につきましては、中学校の通学区域の範囲を示した資料という認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

別紙1の左上に記載しているとおおり、上段の図は「現学区線（小学校）」を示したものです。また、下段の図は「通学区域変更後の学区線（小学校）」を示しています。

別紙1は小学校の通学区域を示した資料となっており、上段が現在の学区線、下段が学区変更後の学区線です。中学校の通学区域については、この別紙には含まれていません。

(委員)

中学校についても、前回の検討部会で議論になったかと思いますが、何か図面のような資料はありますか。

(事務局)

中学校の学区調整についてですが、こちらは、まさにこれからの検討事項

となります。第5回検討部会の際にも御説明しましたが、まず小学校の通学区変更実施の確定を踏まえたうえで、その後に中学校の学区調整を行っていきたいと考えています。

本検討部会は、青木小学校に関する検討部会ですので、中学校の学区調整については、本部会の調査・審議事項には含まれておりません。

今後、4月以降を目途に、地域の方々が集まる会合などの場にお伺いし、青木小学校の学区変更を踏まえて、中学校についてもこのような方向で考えていますがいかがでしょうか、といった形で各中学校を含め、地域の皆様に説明を行っていきたいと考えています。

そのうえで、地域の御意見も伺いながら、中学校の学区変更についても、今年度中に検討を進めていければと考えています。

(委員)

中学校の学区については、特に地域の方や関係者の意見を聞くことなく、そちらで決められる、という理解になってしまうのですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

(事務局)

学区変更というと、大幅に変わるのではないかというイメージを持たれる方もいらっしゃるかと思いますが、今回の意見書にも記載しているとおり、小学校については多くの地域については調整学区とし、青木小学校を選択できる形になると考えています。

青木小学校を卒業されるお子さんについては、これまでも多くの方が栗田谷中学校に進学されている状況になるかと思いますが、松本中学校という選択肢もあります。例えば、青木小学校を卒業したにもかかわらず、学区変更後に必ず松本中学校や栗田谷中学校、あるいは軽井沢中学校に行かなければならないといったことが起こらないようにしたいと考えています。そのため、中学校についても調整学区を設定し、例えば松本中学校と栗田谷中学校のいずれも選択できるような形で整理していきたいと考えています。そのような考え方については、意見書の中にも記載しています。

今後は、その内容を踏まえたうえで、4月以降、中学校に関する協議の場において案をお示しし、地域の皆様に大きな不利益が生じないよう、「このような形はいかがでしょうか」といった形で地域の方とも意見交換を行っていければと考えています。

(委員)

沢渡の地域については、今回の図式のまま進むと、三ツ沢小学校へ通学することになります。その場合、流れとしては、そのまま松本中学校へ進学す

るというのが、大きな流れになるものと感じています。

これまで、沢渡の地域の方々は、長く栗田谷中学校へ通われてきた経緯がありますので、今回の変更は、地域にとっては大きな変更になると思います。その点について、どのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思われました。

(事務局)

委員の御発言のとおり、沢渡の地域については、これまで栗田谷中学校へ進学する流れがあったと認識しています。今回の検討においては、沢渡の多くの地域について、中学校を選択できる形にしたいと現時点においては考えているところです。

例えば、仮に三ツ沢小学校を選択し、三ツ沢小学校で6年間を過ごした場合、友人の多くが松本中学校へ進学するという状況も想定されます。その際に、栗田谷中学校へ進学することもできるし、松本中学校を選択することもできる、そうした柔軟な設定にしたいと考えています。

もし、中学校について何も調整を行わず、栗田谷中学校のみを指定したままとすると、結果として松本中学校を選択できなくなってしまいます。そのため、例としてお話ししましたが、松本中学校と栗田谷中学校のいずれも選択できるような形での設定を行いたいと考えています。

(委員)

承知しました。

沢渡の自治会長からお話を伺っていただきましたので、その点について確認させていただきました。

(委員)

余談になるかもしれませんが、それぞれの中学校に、どの程度の受入れ余力があるのかについてお伺いしたいと思います。中学校を自由に選択できる形になった場合、例えば多くの方が栗田谷中学校や松本中学校を選択したときに、生徒が集中してしまい、結果として定員を超えてしまうような状況が生じることはないのでしょうか。

いわゆる中学校側のキャパシティの問題として、将来的に「また学区を変更しなければならない」といった事態に陥る可能性がないのか、その点について確認したいと思われました。

(事務局)

一番児童生徒の人数が多くなってしまうのは、学区を何も変更しない場合だと考えています。小学校も中学校も学区を変更しない場合が、教室数の面

では最も厳しい状況になると思っています。

現状で申し上げますと、軽井沢中学校、松本中学校、栗田谷中学校の中では、栗田谷中学校が最も生徒数が多く、教室の使用状況も一番多い学校となっています。一方で、栗田谷中学校以外の中学校については、比較的余裕がある状況です。

今回、中学校にも調整学区を設定することを考えていますが、その場合、栗田谷中学校の生徒数が増える可能性は、ほとんどないと見込んでいます。栗田谷中学校にしか行けなかった生徒が、松本中学校や軽井沢中学校を選択できるようになるため、結果として、栗田谷中学校の生徒数は、学区調整を行うことで、見込み値としては下がる方向になると考えています。

来年度から中学校においても、35人学級という新たな学級編制が始まることもあり、今後、予断を許さない側面もございしますが、現時点においては、中学校の受け入れ状況について、大きな懸念はないと考えています。

(事務局)

質疑応答もおおむね落ち着いてきましたので、議事進行を部会長にお戻しさせていただきます。

(部会長)

たくさんの御意見をいただきましたので、ここで改めて確認させていただきます。当検討部会としての「意見書」および「通学安全に関する要望書」について、今回提示した修正案のとおり決定したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(事務局)

委員から御指摘のあった、意見書の記載内容や通学安全に関する部分などにつきましては、大幅な内容変更というよりは、文言の修正や表現の整理が中心になると考えています。

これらの点については、まず事務局で整理を行い、その後、部会長および副部会長と調整させていただければと思います。そのうえで、皆様にも「このように修正しました」という形で、改めて御報告させていただきたいと考えています。そのような進め方でよろしいでしょうか。

— 了承 —

(部会長)

それでは、修正後の細かな文面については、私と戸張副部会長、そして事務局で調整したいと思います。よろしくをお願いします。

次に、今後の意見書および要望書の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

繰り返しの御案内となり恐縮ですが、横長のA4カラーの【資料5】の16ページを、もう一度御覧ください。

こちらは、意見書および要望書が確定した後の流れについて記載しているページとなっています。内容につきましては、先ほども御説明したとおりです。

意見書および要望書の提出にあたりましては、本検討部会の委員の皆様を代表して、澤野部会長および戸張副部会長に、各機関へ提出していただくことを考えています。

意見書については、教育委員会の附属機関である学校規模適正化等検討委員会において審議が行われた後、教育委員会会議で審議・承認される予定となっています。

また、通学安全に関する要望書については、要望書に記載している各要望項目について、区役所や警察署などの関係機関において検討が行われ、その結果について回答をいただく流れとなります。

今回の要望書につきましては、西区および神奈川区など、関係機関が多岐にわたるため、各機関からの回答を事務局で取りまとめたいと、改めて皆様に御報告したいと考えています。

以上で説明は終わります。進行を部会長にお戻しします。

(部会長)

そのほか、皆様から何かございますでしょうか。

本日の議題をすべて含めて、最後になりますが、御意見等がありましたらお伺いしたいと思います。

(委員)

要望書についてですが、率直に申し上げて、交通安全の観点から見ますと、特に栗田谷の地域に関しては、非常にハードルの高い内容が含まれていると感じています。そのため、すべてが要望書のとおりを実現するのは難しいのではないかと、個人的には考えています。

そこで確認させていただきたいのですが、この要望書については、教育委員会での決定と併せて、内容もそのまま決定されるという理解でよろしいのでしょうか。

また、この要望書の内容については、すでにホームページ等を通じて、保護者や地域住民の方々が御覧になっている状況かと思えます。仮に、検討の

結果、要望内容に変更が生じた場合には、その後どのような形で周知や説明が行われるのでしょうか。

教育委員会での決定後に、改めて地元への説明会が開催されるのか、あるいは別の方法で説明が行われるのか、そのあたりについても教えていただきたいと思います。

(事務局)

まず、通学安全に関する要望書について、事務手続きの観点で恐縮ですが、こちらは教育委員会での決定を経るものではありません。

検討部会から直接、警察署や各区役所、土木事務所へ提出する流れとなります。

そのため、位置付けとしては、スクールゾーン対策協議会から提出される要望書と同様の取扱いとなります。

(委員)

資料16ページには「教育委員会での承認をもって、対応策が正式に決定する」と記載されていますが、こちらの記載との関係はどのように整理すればよいのでしょうか。

(事務局)

資料が分かりづらく、申し訳ありません。資料16ページの右下、黒い点線で示している部分は、「意見書」に関する流れを示したものです。図が上から下へと続いているため、通学安全に関する要望書についての説明と読み取れてしまうかもしれませんが、「教育委員会の承認をもって対応策が正式に決定する」という記載は、あくまで意見書に関するものとなります。

そのため、本日の検討部会で意見書が取りまとめられた場合においても、この時点で通学区域変更が決定するわけではございません。意見書については、教育委員会での審議・承認を経て、正式に通学区域変更が決定される流れとなります。

一方で、通学安全に関する要望書については、基本的には通学区域変更に応じた内容となっていますので、本来であれば、教育委員会での承認が行われた後に要望書を提出するのが、最も分かりやすく、手続きとしてもスムーズな流れになります。ただし、先ほど委員の皆様からも御意見があったとおり、令和9年度から学区が変更となることを見据えると、できるだけ早い段階から関係機関に検討を始めていただきたいという考えているところです。

教育委員会の承認についても、例えば来週すぐに行われるといったものではありませんが、なるべく早期に承認を得たいと考えています。そのため、意見書と通学安全に関する要望書については、並行して進めていくことを想

定しております。

また、栗田谷地域に関しては、斎藤分小学校にも今回の内容をすでに伝えおきますし、他の小学校、神奈川土木事務所などの関係機関にもお話をしています。委員から御指摘があったとおり、実現のハードルが高い内容が含まれていることも承知していますが、今回の要望書案では、できるだけ幅広い選択肢を盛り込む形で整理しています。

例えば、ガードレールの設置だけを要望として記載すると、それが難しい場合に、実施不可という結果で終わってしまいます。そのため、要望書では、スクールゾーンの路面標示やその他の安全対策など、複数の対応案を記載し、何らかの形で対応できないかを検討してもらえるような構成としています。

そのうえで、結果として対応が難しい場合には、その理由を明確にした形で回答をいただくことを想定しています。

こうした点も踏まえながら、今後、通学安全対策について検討を進めていきたいと考えています。

(委員)

わかりました。

(委員)

6回にわたり御検討いただき、誠にありがとうございました。

今いる子どもたちだけでなく、これから入学してくる子どもたち、そしてその子どもたちが数年先にどのような状況になっていくのかという点について、本当に熱心に、そして温かく御議論いただいたと感じています。

学区が変更されることにより、今後さまざまな動きや新たな課題が出てくることもあるかと思えます。そうした中で、教育委員会の皆様をはじめ、地域の方々、地域の様子や子どもたちの動きについて最もよく御存知かと思えますので、学校も含めて、今後も多くの情報交換をさせていただきながら、その都度、協力して解決できることは速やかに解決していくことが大切だと考えています。

検討部会としては、ここで一区切りとなるのかもしれませんが、今後もぜひ学校とも情報を共有しながら、子どもたちのよりよい登校や学校生活について、一緒に考えていきたいと思っています。

引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございました。ほかに御意見等がないようでしたら、ここで一旦、議論を終わりたいと思います。

それでは、本日の議題は以上となります。また、本日の検討部会をもちまして、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会における調査・審議事項はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

皆様、これまで御議論いただき、誠にありがとうございました。令和6年9月に当検討部会が設置されてから本日に至るまで、地域の子どもたちのため、また学校のために、大変熱心に御議論いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

当検討部会でいただいた御意見につきましては、横浜市学校規模適正化等検討委員会および教育委員会の審議の場においても、事務局から責任をもってお伝えしていきます。

本日をもちまして、当検討部会の運営要領で定められている調査・審議事項は、すべて終了となります。これに伴い、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき設置されました「青木小学校」学校規模適正化等検討部会も、本日をもって終了となります。

ただし、皆様の部会委員としての任期につきましては、本日取りまとめた意見書を提出するまでとなりますので、それまでの間、御連絡等を差し上げる場面があるかと思えます。もうしばらくお付き合いいただければと思います。

また、学校規模適正化等検討委員会の日程につきましても、確定次第、御連絡しますので、引き続きよろしく申し上げます。

(委員)

学校規模適正化等検討委員会を傍聴することはできますか。

(事務局)

基本的には、本検討部会と同様に定員はございますが、公開で実施していますので、傍聴は可能となっています。

意見書を提出していただく当日には、当検討部会の部会長である澤野部会長および戸張副部会長に御出席いただき、意見書の提出にあたり、御所感も含めて御発言いただく予定です。

(事務局)

それでは最後に、本検討部会の終了にあたり、澤野部会長および戸張副部会長から、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。はじめに、戸張副部会長、よろしく申し上げます。

(副部会長)

皆様、長い間、本当にお疲れ様でした。この検討部会は、約1年半にわたり、皆様と一緒に協力しながら進めてまいりましたが、本日をもちまして一区切りという形になります。ただし、今後は意見書および要望書の提出という作業が残っていますので、本日いただいた御意見も踏まえながら、内容の推敲を重ね、できるだけ早急に、教育委員会や学校関係者、各関係機関へ提出していきたいと考えています。

これまでの御協力を改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

(部会長)

最後に、私から御挨拶させていただきます。

令和6年9月に検討部会が組織され、本日まで進めてまいりました。

本日も含めて6回にわたる検討の中で、皆様から大変多くの御意見をいただき、非常に有意義で、参考となる御意見を数多く頂戴しました。

当初、青木小学校の児童数の推移予測を踏まえると、このような流れで検討を進めることには難しい面もありましたが、その後、子どもの数の減少などにより、当初の想定から一部変更もありながら、今日に至ったと認識しています。

現在は少子化の影響もあり、全国的に見れば学校の統合や合併が進んでいる地域のほうが多い状況です。そのような中で、学校や教室が不足しているという今回の状況は、比較的珍しい事例であると感じています。ただし、これは東京など一部の地域でも見られる状況であり、今回、私たちが話し合ってきた内容は、今後、他の地域においても参考になる可能性があるのではないかと考えています。

皆様からいただいた御意見は、今回にとどまらず、さらにその先の検討にもつながっていくものだと思います。

本日、この場をお借りして、改めて心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上をもって、私からの御挨拶とさせていただきます。

(事務局)

部会長、副部会長、ありがとうございました。

最後に、事務局を代表しまして、学校計画課の大塚から、御挨拶申し上げます。

(事務局)

学校計画課の大塚です。先ほど、部会長、副部会長からも御挨拶がありましたが、そもそもの発端は、令和6年7月に、青木小学校の学校運営協議会

	<p>から、「青木小学校の状況がこのままで大丈夫なのか、きちんと検討してほしい」という趣旨の要望書をいただいたことだったと認識しています。</p> <p>その後、令和6年10月に、夕方と夜の2回に分けて説明会を開催した際には、合計で127名の方に御出席いただきました。地域の皆様や保護者の皆様が、青木小学校をとっても大切に思ってくださっている中で、今後青木小学校がどうなっていくのかについて、御心配をおかけした部分もあったのではないかと感じています。</p> <p>委員の皆様の御協力をいただき、令和6年12月に第1回検討部会を開催しました。当初は、事務局から御提案した案や、施設面での対応を検討してほしいなど、さまざまな御意見をいただいたと思っています。</p> <p>地域の皆様、特に日頃から学校を支えてくださっている皆様にとっては、今回の結論が最適解だったのかどうか、疑問に感じる部分もあるのではないかと思います。現時点では、事務局としても、皆様と検討を重ねる中で、一つの方向性としては取りまとめることができたものと受け止めています。</p> <p>青木小学校を含め、毎年、子どもたちの数や学級数の予測を行い、今後も児童数の動向については注視を続けていきます。子どもたちにとって、どのような施設や学校運営が最も望ましいのかという点は、教育委員会として考えるべき最も重要な使命であると考えていますので、その軸はぶれることなく、「子どもたちにとってのベストは何か」ということを常に考えながら、今後も業務に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>先ほども話がありましたが、令和6年に始まり、現在は令和8年ということで、長い期間にわたり、熱心に御議論いただき、本当にありがとうございました。皆様の思いをしっかりと受け止め、よりよい学校づくりに向けて、事務局としても引き続き努めていきたいと思っています。</p> <p>改めて、心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、以上をもちまして、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会を終了します。誠にありがとうございました。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>【資 料】</p> <p>資料1 委員名簿</p> <p>資料2 席次表</p> <p>資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第5号）</p> <p>資料4 事務局に寄せられた御意見等一覧</p> <p>資料5 青木小学校の学校規模適正化等について</p> <p>資料6 「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書（案）</p> <p>資料7 青木小学校の通学区域変更に伴う通学安全に関する要望書（案）</p>